

奄美市児童育成支援拠点事業運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 公募の目的

養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所となる場所を提供し、状況に応じた支援を包括的に提供することで、子どもの利益の保障と健全な育成を図る奄美市児童育成支援拠点事業を実施する。

上記業務を実施するにあたり、公募提案型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、対象者の生活環境等に対する理解に基づく事業提供力を総合的に評価し、実効性が高いと評価される者を優先候補者として選定する。

2 公募の概要

(1) 業務名: 奄美市児童育成支援拠点事業運営業務

(2) 業務内容: 別紙『奄美市児童育成支援拠点事業運営業務委託仕様書』(以下、「仕様書」という)を参照のこと。

(3) 業務期間: 契約締結の日から令和9年3月31日まで

※本契約は単年度の契約とする。ただし、運営事業者と利用者との信頼関係の構築や運営の安定性を考慮し、契約初年度を含め3か年は同一事業者に委託することを予定している。ただし、業務の実施につき著しく不適当と市が認めた場合又は関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、その限りでない。

(4) 委託料上限: 令和8年度年額18,650,000円

(5) 選定数: 1者

3 参加資格

当該公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 児童福祉事業またはそれに類する事業に取り組んだ実績があり、仕様書に記載された業務内容を履行可能な者であること。

(2) 株式会社、営利型の一般財団法人、営利型の一般社団法人でないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しない者であること。

(4) 法人税、地方税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体でないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(7) 奄美市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成28年奄美市告示第107号)に基づく暴力団排除措置対象法人等でないこと。

4 日程

項目	日程・期限
事業説明会	令和8年3月16日(月)15時
質疑応答書受付期間	令和8年3月17日(火)～3月26日(木)12時まで
質疑応答書に対する回答	令和8年3月27日(金)
参加資格申請書受付期間	令和8年3月27日(金)～4月3日(金)17時まで
参加資格審査結果通知書送付	令和8年4月6日(月)
企画提案書受付期間	令和8年4月7日(火) ～令和8年4月21日(火)午後5時まで
プレゼンテーション・選定委員会	令和8年4月24日(金)
決定通知	令和8年4月28日(火)
契約締結日	令和8年5月1日(金)
準備期間	令和8年5月1日(金)～令和8年5月31日(日)
業務開始	令和8年6月1日(月)

5 参加申し込み書類

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

番号	様式名	書類名	添付書類	必要部数
1	様式1	質疑応答書	無し	
2	様式2	参加資格申請書(必須)	無し	1部
3	様式3	団体等概要(必須)	登記簿謄本・定款 これまでの活動がわかる資料	1部
4	様式4	業務実施体制(必須)	無し	1部
5	様式5	辞退届	無し	1部
6	様式6	企画提案書(必須)	無し	10部
7	様式7	運営予算計画書(必須)	無し	10部

6 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。ただし、評価基準等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。本業務に伴い知り得た内容は、他に洩らさないこと。

(1) 提出できる者

参加資格申請書を提出している者又は参加資格申請書を提出する予定の者

(2) 提出期間

令和8年3月17日(火)から令和8年3月26日(木)12時まで

(3) 提出先及び提出方法

担当部署へ質疑応答書【様式1】を電子メールにより提出すること。なお、質問がない場合の提出は不要とする。

※質疑応答書は、提出期間中であれば追加で提出することも可能とする。

※電話等、口頭による個別の質問・回答はできない。また、電子メールの着信の確認については、送信者が電話により行うこと。

(4) 回答方法

令和8年3月27日(金)までに、質疑応答書を提出している者へ電子メールにて回答するとともに、奄美市ホームページにて公表する。また、回答内容は、本要領の追加・修正として取り扱う。

7 参加資格申請書の提出及び参加辞退

(1) 提出期間

令和8年3月27日(金)から令和8年4月3日(金)17時まで(必着)

※受付時間は、土日祝日を除く8時30分から17時まで

(2) 提出書類

①参加資格申請書【様式2】・・・1部

②団体等概要 【様式3】・・・1部

登記簿謄本、定款(提案者が法人の場合。写して可)

これまでの活動(実績)がわかる資料を添付

③業務実施体制 【様式4】・・・1部

(3) 参加辞退

参加資格申請書等提出後に参加を辞退するときは、令和8年4月22日(水)17時までに辞退届【様式5】を持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出先及び提出方法

担当部署へ直接持参又は郵送することとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。

8 参加資格審査

(1) 書類審査

「3.参加資格」要件を満たす参加申込者全てを書類審査による選定者とする。

(2) 結果通知等

参加資格審査終了後、速やかに審査結果等を通知する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和8年4月7日(火)から令和8年4月21日(火)17時まで

※受付時間は、土日祝日を除く8時 30 分から 17 時まで

(2) 提出書類

- ①企画提案書 【様式6】… 10 部
- ②運営予算計画書【様式7】… 10 部

(3) 提出先及び提出方法

担当部署へ紙媒体及び電子データにより提出する。

ア 企画提案書【様式6】及び運営予算計画書【様式7】は紙媒体 10 部を持参又は郵送することとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。

イ 電子データは、「5 参加申し込み書類」に記載の【様式2】、【様式3】、【様式4】、【様式6】、【様式7】をそれぞれ PDF ファイルにした上で、電子メールにてすること。

宛先:fukushi01 @city.amami.lg.jp

10 プレゼンテーション

(1) 開催日

令和8年4月 24 日(金)午後

※詳細な日程等は別途通知する。

(2) 開催場所

奄美市役所 名瀬総合支所6階会議室

(3) 実施方法

- ①提案者ずつ実施し、その順番は、原則、参加資格申請書の受付順とする。
- ②出席者は、3名までとする。
- ③1提案者につき 30 分以内(説明 20 分以内、質疑 10 分以内)とし、説明資料、事前に提出された企画提案書に沿って説明すること。
- ④追加提案の説明や追加資料の配布は、原則認めない。
- ⑤プレゼンテーション審査には、本市が用意するプロジェクターを使用することができる。その際は、事前に担当部署へその旨申し出ること。なお、パソコン等必要な機器は参加者が用意すること。

11 事業者の選定

本市にとって最適な事業者を選定するため、選定委員会を設置し、審査を行う。別紙1に示す評価項目一覧表に基づき、選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最高点の者を運營業務委託候補者(以下「候補者」という。)として選定する。ただし、各選定委員の得点の平均点が最高得点(100 点満点)の6割未満の得点の者は選定しない。最高点の者が複数の場合は、選定委員会において審議し、候補者を選定する。

提案事業者が1者の場合は、点数が6割以上(60 点以上)である場合に候補者として選定

する。

12 審査結果

審査結果は、速やかに全ての提案者に電子メール等により通知するほか、奄美市公式ホームページに掲載する。

なお、審査経過及び結果に対する質問、異議申立ては、一切受け付けない。

13 契約

(1) 契約候補者となった者は、担当部署等と契約締結に向けて協議を行う。

(2) 契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、審査結果を考慮して詳細を協議し決定する。なお、詳細な契約内容については、その協議時において仕様書の変更調整を行い決定するため、当初仕様書に変更が生じる可能性がある。

(3) 契約候補者との契約締結に向けた協議の結果、合意に至らなかった場合又は契約候補者が本提案における失格事項に当たると判明した場合は、次点順位者を繰上げ、契約締結に向けた協議を行う。

14 失格事項

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。

(2) 提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合。

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(4) プレゼンテーションに参加しなかった場合。

(5) 審査の公平性を害する行為があった場合。

(6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員の協議において失格であると認めた場合。

15 注意事項

(1) 指定した様式、書式及び方法によらず提出された書類は受け付けない。

(2) 提出期限以降の提出物の追加、差替え及び再提出はできない。

(3) 企画提案書の作成及びプレゼンテーション等に係る費用は、参加者の負担とする。

(4) 奄美市から受領した資料等の関係書類は、許可なく公表及び使用することはできない。

(5) 選定された提案内容の著作権及び知的財産権は参加者に帰属するが、参加者は奄美市の許可なく公表及び使用することはできない。

(6) 提出された企画提案書及びその他書類は返却しない。

(7) 提出された書類は、本事業における選定を目的とするものであり、この目的以外には一切使用しない。ただし、奄美市は、企画提案書について、事前に参加者の許可を得たうえで、本プロポーザルに関する記録として使用することができる。

(8) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。

(9) 提出書類等の作成や質問に用いる言語は、日本語とし、使用する通貨は日本円とする。

(10) 奄美市は、本事業に参加を表明した者及び企画提案書を提出したものの商号・名称並びに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(11) 提出された書類は、奄美市情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、同条例に基づく範囲内で公開する場合がある。

(12) 天災その他やむを得ない事由によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合には、本プロポーザルを延期し、若しくは中止し、又は決定を取り消すことができる。この場合において、本プロポーザルに要した費用を奄美市に請求することはできない。

16 担当課（提出先・問合せ先）

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番8号

奄美市役所 福祉政策課 社会福祉係

電話:0997-52-1111(内線 5018)

メールアドレス:fukushi01@city.amami.lg.jp